

### 発議第3号

「議第71号 三島市散骨場の経営等の許可等に関する条例」に  
対する付帯決議（案）

近年、全国各地において、民間事業者による散骨場の整備及び経営等に関する計画がされ、これを規制するための条例等が制定されている。

富士箱根伊豆国立公園の玄関口に位置する三島市においても、三島市民の宝である清冽なせせらぎや緑豊かな自然環境を守り、より安心、安全で快適な環境を構築するため、対策が必要不可欠である。

この状況に鑑み、平成26年9月30日、「散骨場等の設置について規制を求める決議（案）」を三島市議会全議員により発議し、三島市長に対し、対応を求めたところである。

これを受け、「議第71号 三島市散骨場の経営等の許可等に関する条例案」が上程され、原案どおり可決されたが、許可を受けた散骨事業者が同条例の規定に違反し、原状回復等の命令や罰則等に従わず、かつ、倒産又は行方不明等の際には、当該散骨場は放置され、風評被害も含め、多大な影響が生じるものと危惧される。

よって、三島市長においては、散骨場の経営等の許可後においても、同条例の効力を担保すべく、散骨事業者に対して保証措置を求めるなど、必要な措置を講ずるよう強く求める。

以上、付帯決議する。

平成29年12月12日提出

発議者 三島市議会議員

土屋利絵	伊丹雅治
大房正治	松田吉嗣
瀬川元治	村田耕一
堀江和雄	鈴木文子
佐野淳祥	藤江康儀
土屋俊博	石渡光一
岡田美喜子	川原章寛
中村仁	大石一太郎
佐藤寛文	